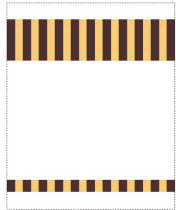


【第41号】

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 132
不服2023-015867		29	Y (登録)	【商標法3条1項6号】 需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標
【原査定】 本願商標は、単に美感を発揮する等のために包装に使用され得る図柄の一種として理解するにとどまる。				
【審決要旨】(1)請求人は、1985年から現在に至るまで、上部に薄茶色と濃茶色の縦縞状図形と下部に薄茶色と濃茶色の縦縞状図形とを組み合わせた図形を請求人商品の包装用袋前面のデザインとして採択し続けている。				
(2) 第29類「あらびきウイナーソーセージ」)に使用し、長期間、広範囲かつ大規模な販売実績や広告宣伝実績に鑑みるに、請求人又はその業務に係る商品との関連性を伴って記憶され、広く認識されるに至っている。				
(3) したがって、本願商標は、何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえ、商標法第3条第1項第6号に該当しない。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 378
不服2024-006956	あなたの健康応援団	9,35, 41,42 ,44	Z (拒絶)	【商標法3条1項6号】
【査定要旨】「あなたの健康を応援する人の集まりによって提供される商品又は役務」であることを表したものと認識するにとどまる。				
【審決要旨】(1)「あなたの健康を応援する集まり」という、顧客の吸引、販売促進等のためのキャッチフレーズ等として理解する。				
(2) また、該語が、顧客の吸引、販売促進等のためのキャッチフレーズ等に一般に使用されていることが伺えるから、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商標であることを認識することができない商標というべきである。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 476
不服2024-010990	ポテトチップス	5	Z (拒絶)	【商標法4条1項16号】 第5類「サプリメント、プロテインを主原料とする栄養補助食品」他
【査定要旨】(1)ポテトチップスの形状・風味等を模した「サプリメント」等が存在し、当該商品に使用した場合、その商品があたかも「ポテトチップス」であるかのように、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある。				
【審決要旨】(1)「ポテトチップス」の語は、一般の消費者が直ちにその意味合いを認識するものであるところ、「ポテトチップス」と本願の指定商品とは、加工食品であり、一般消費者を対象とした商品という共通性を有する。				

(2) そうすると、「サプリメント」等に使用した場合、その商品があたかも「ポテトチップス」であるかのように、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 835
異議2022-900274	 GIANNI VALENTINO	25	Z (拒絶)	【商標法4条1項11号】 VALENTINO GARAVANI
【審決要旨】(1)「VALENTINO等」の商標は、本件商標の登録出願時である2021年11月10日において、ブランドとしての認知度は世界的に維持されており、今もなお我が国におけるアパレル分野の需要者・取引者の間で広く知られ、周知・著名であると認められる				
(2) 本件商標は、本件欧文字全体から生じる「ジャンニバレンティノ」の称呼のほか、本件商標の要部である「VALENTINO」の欧文字に相応した「ヴァレンティノ」の称呼が生じ、「ヴァレンティノ・ガラヴァーニのデザインに係る商品に使用されるブランド」の観念が生じる。他方、引用商標も同一の称呼、観念を生じる。				
(3) そうすると、本件商標と引用商標とは、商標が類似し、その指定商品も同一又は類似のものであるから、本件商標は、商標法第4条第1項第11号に該当する。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 462
不服2024-010491	Sense	9、42	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 SENSE
【査定要旨】補正後の本願指定商品「スマートフォン用の記録されたソフトウェア」と第9類の「マウスパッド」は、類似する商品である				
【審決要旨】(1)、両商品は、一般消費用の電子機器関連の商品であるという点において、その需要者を共通にする場合があるが、スマートフォンがマウスを使用しない電子機器であることに加え、本願の指定商品が特定の用途に限ったソフトウェアであることを考慮すると、需要者の共通性は限定的であるといえる。 そして、本願の指定商品と引用商標の指定商品は、完成品と部品との関係にあるとはいえない				
(2) そうすると、両指定商品とは、その需要者を共通にする場合があるとしても、生産部門、販売部門、用途及び品質において異なり、完成品と部品の関係にないものであるから、これらを総合的に考慮すれば、その商品に同一又は類似の商標を使用したとしても、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認されるおそれはないというべきである。したがって、本願の指定商品と引用商標の指定商品は類似する商品とはいえない。				